

由布市告示第55号

平成20年第1回由布市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年6月30日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成20年7月7日
  - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

小林華弥子君	高橋 義孝君
新井 一徳君	佐藤 郁夫君
佐藤 友信君	溝口 泰章君
西郡 均君	渋野けさ子君
太田 正美君	二宮 英俊君
藤柴 厚才君	佐藤 正君
江藤 明彦君	佐藤 人巳君
田中真理子君	利光 直人君
久保 博義君	小野二三人君
吉村 幸治君	工藤 安雄君
生野 征平君	山村 博司君
後藤 憲次君	丹生 文雄君
三重野精二君	

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

平成20年 第1回(臨時)由布市議会会議録(第1日)

平成20年7月7日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

平成20年7月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 市長報告  
日程第4 議案第56号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 市長報告  
日程第4 議案第56号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 

出席議員(25名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君  | 2番 高橋 義孝君  |
| 4番 新井 一徳君  | 5番 佐藤 郁夫君  |
| 6番 佐藤 友信君  | 7番 溝口 泰章君  |
| 8番 西郡 均君   | 9番 渕野けさ子君  |
| 10番 太田 正美君 | 11番 二宮 英俊君 |
| 12番 藤柴 厚才君 | 13番 佐藤 正君  |
| 14番 江藤 明彦君 | 15番 佐藤 人巳君 |
| 16番 田中真理子君 | 17番 利光 直人君 |
| 18番 久保 博義君 | 19番 小野二三人君 |
| 20番 吉村 幸治君 | 21番 工藤 安雄君 |
| 22番 生野 征平君 | 23番 山村 博司君 |
| 24番 後藤 憲次君 | 25番 丹生 文雄君 |
| 26番 三重野精二君 |            |
-



す。

次に、今回の大分県教職員採用試験に絡む汚職事件について、当市の二宮教育長逮捕についてでございますが、前任の大分県教育庁勤務時代の汚職に伴う逮捕であります。由布市の現職教育長という教育行政の最高責任者の逮捕だけに、私並びに議会としても、事の事情を深刻かつ重大なことと受け止めています。相次ぐ由布市の不祥事に、議会としても今後十分な議論が必要ととらえていかなければなりません。現段階としては、由布市民の皆様、議会としても深くお詫び申し上げ、行政サービスや行政運営、とりわけ教育行政にご迷惑のかかることのないよう万全を期することを強く望み、由布市民の皆様の信頼回復に、行政と共に一致団結して全力をあげるべきと考えています。

さて、本臨時会は条例の一部改正案の議案1件が提案されております。よろしくご審議をお願い致します。

それでは、開会に先立ち、本臨時会の招集者であります市長の挨拶をお受け致します。

**○市長（首藤 奉文君）** 皆さん、おはようございます。第1回臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今年の梅雨は例年に比べまして短く、梅雨明け宣言がなされまして、いよいよ本格的な夏に入ったわけですが、議員皆様方にはお変わりなくご活躍のことと存じます。

さて、6月には相次ぐ不祥事や秋吉副市長の突然の交通事故による急逝、二宮教育長の逮捕等ございまして、議員皆様方には大変なご心配、ご心労をおかけしているところでございます。

さて、本日は平成20年第1回由布市議会臨時会を招集致しましたところ、大変ご多忙ななか、全議員皆様のご出席をいただき、誠にありがとうございます。本議会では「由布市長等の給与の特例に関する条例」の一部改正についての議案を提出しております。慎重なるご審議をお願い申し上げ、開会にあたってのご挨拶と致します。

**○議長（三重野精二君）** ただいまの出席議員数は25人です。定足数に達していますので、ただいまから平成20年第1回由布市議会臨時会を開会します。執行部から市長、各部長、関係課長の出席を求めています。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程第1号により行います。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（三重野精二君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、10番太田正美君、11番二宮英俊君の2名を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定について

○議長（三重野精二君） 次に、日程第2、会期の決定について、を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定致しました。

---

## 日程第3 市長報告

○議長（三重野精二君） 次に、日程第3、市長の行政報告を行います。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、臨時議会におきましては通常行政報告は致しませんけれども、今回ぜひご報告したい件がございますので申し上げます。

まず、6月19日に旧湯布院町発注の防災行政無線事業に伴う談合損害賠償の民事訴訟につきまして、福岡高裁で控訴審判決がございました。市と致しましては、慎重に検討した結果、判決を受け入れ、上告しないことに致しました。今後は二審判決が確定すれば、落札業者の沖電気株式会社に損害額を請求する手続きを進めて参りたいと考えております。

次に、6月25日には扶養手当の過誤払いに関し、対象者に返還請求と、時効分について自主返納を求めると共に、対象者及び関係職員の処分を行いました。

また、6月26日には会計課職員によります公金横領に関し、担当していました水道会計の調査を終え、発覚した横領金額も全額返済がなされたことから、当該職員に対しまして、懲戒処分の基準に基づき、懲戒免職処分とし、当時の関係部署の管理監督責任者に対し、厳正な処分を行ったところでございます。市長として職員の意識改革に取り組みながら、市民の皆さんと職員が力を合わせて協働のまちづくりに懸命に取り組んでいるなかで、このような事態が発生しましたことは、議員をはじめ市民の皆さんに対し、大変申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。今後は再びこのような事態を引き起こすことのないよう、綱紀の肅正と服務規律

の厳守の徹底を図り、全職員あげて再発防止の徹底と市民の信頼回復に努めて参る決意でございます。

次に、6月27日には、今でも信じられないような突然の不幸に見舞われ、秋吉副市長が公務中に悲惨な交通事故に遭い、急逝致しました。6月29日には、秋吉家と由布市との合同葬儀を執り行いました。当日は、秋吉副市長の生前の人柄を偲ぶ、各界各層に渡る多数の方々のご参列をいただくなか、厳粛裏に営むことが出来ました。ここに改めて37,000市民と共に、秋吉副市長を偲び、心から哀悼の意を表しますと共に、議員各位並びに市民の皆様に衷心よりお礼を申し上げます。

次に、7月1日、九州防衛局の企画部長が来庁し、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施にかかる平成20年度の訓練実施について、日出生台演習場においては21年1月中旬から2月中旬にかけて実施したい旨の知らせがありました。私からは昨年度締結した協定の内容を米側にしっかり伝えると共に、訓練の拡大に繋がらないように誠意をもって対応していただきたいと申し入れたところでございます。

最後になりますが、7月4日の深夜に、二宮教育長が県教委時代の収賄の疑いで逮捕されるという、またしても信じられない事が起こりました。詳しいことは今後の捜査の推移を見なければ分かりませんが、当分の間、副市長、教育長を欠く非常事態となりました。事件の一報を受け、緊急に部長会議を開催すると共に、全課長を緊急招集し、今後の行政運営に支障がないよう万全を期すように改めて指示を致したところでございます。

由布市を取り巻く状況は非常に厳しいものがございますが、今後も議員皆様のご理解とご協力、そしてまたご指導をいただきながら、この難局を乗り切っていく覚悟を申し上げまして、以上であります。第2回定例会以降の諸般の報告を終わらせていただきます。

○議員（8番 西郡 均君） 議長。8番。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） ただいまの行政報告について緊急質問を日程に追加し、ただちに緊急質問をさせるようお願いしたいと思います。たぶん1人以上の動議があろうかと思っておりますのでよろしくお願いします。賛成者ないですか。

○議長（三重野精二君） その緊急質問の件につきましては、先ほどの議会運営委員会、また全協におきまして、本日はこの議案1つに絞っての質問をお受けをするということで、他の質問は受け付けないということになっておりますので、そのように進めたいと思います。市長の行政報告を終わります。

#### 日程第4 議案第56号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（三重野精二君） これより議事に入ります。日程第4、議案第56号「由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」を上程します。市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました「由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」、ご説明申し上げます。本議案は扶養手当の過払いと公金横領という職員の不祥事に関し、監督責任者である私への懲戒規定がないことから、懲戒に代わるべきものとして提出したものであります。扶養手当につきましては、合併前の旧町時代から誤った認定により、10名の職員に対し過誤払いを行ってきたもので、返還請求と共に、時効分につきましても自主返納をお願いし、該当者及び関係職員9名に対する処分を行いました。また、会計課職員による公金横領につきましては、担当していた水道会計の調査が終了致しましたので、本人及び関係職員4名の処分を行ったところでございます。今回の一連の不祥事で、議会並びに市民の皆さんの信頼を損ない、公務員全体の信用を著しく失墜させたことに対し、市長として自ら襟を正し、陳謝の意を表しますと共に、8月及び9月分の給与につき、それぞれ100分の10の減額をするための条例の一部改正を行うものでございます。

何とぞ慎重なるご審議のうえ、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三重野精二君） 市長の提案理由の説明が終わりました。お諮りします。ただいま上程された、議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定しました。これより審議に入ります。日程第4、議案第56号「由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） まず最初に、市長が理由で述べた、市長に対しては懲戒規定がないということを言われました。気になるんですけども、今回の場合、教育長が逮捕されて、本人が自供までしているみたいです。そういう場合に、どういう扱いになるのか。本人に辞職を迫るのか、それともそういう懲戒が別に手続きがあるのかどうか、それが一番気になる点であります。緊急質問でそのことをする予定だったんですけども、懲戒規定がないという、その規定そのものは、市長以外、特別職でどういように対応するのか、その点について市長でも、あるいはそこへんの分かる係の方でも結構です。お答え願いたいと思います。

次に、この議案そのものがちょっと私には納得し兼ねるものであります。順次、いくつか問題点を述べたいと思います。

まず最初に、扶養手当の処分については報告がありましたけども、議員の手元には一切なんら資料がないんでね、どういうことか分かりませんが、今回問題にするのは水道事業だけですので、そのことに限ってお尋ねしたいと思います。なお、扶養手当の処分者等について分かれば、後で議会の方にお示しをいただきたいと思います。

実は処分されたのは皆、会計課の職員なんですね。しかし会計課の職員には職務権限は全くないんですよ。地方公営企業法第28条、これになんて書いているかというのと、水道事業は全て公営企業の職員でやりなさいというふうに書いているんですね。だから私は先の緊急質問のときにも、水道課の職員の肩書きは一体どういうものかということをお尋ねしました。しかし、それには一切答えてないんですね。もしかしたら、水道事業より公営企業法にいわれた職員の扱いはしてないんじゃないかというふうに思うんですよ。なお、由布市の水道事業会計規程でも同様のことが謳われています。企業出納員及び現金取扱員が会計事務を処理するように、って。そして、現に支出原票等は出納責任者の水道課長のハンコであります。してみるとですね、市長自身が勝手にですね、事業管理者である市長、まあ管理者を置かないわけですから市長自身が行うんですけども、会計課の職員に水道事業の出納をさせていたと。これ違法行為なんじゃないですか。そういう組織機構のことをきちっとした上で処分するというなら分かるんですけども、そういうことを不問にしたままね、この処分が行われていると。私は処分そのものも職務権限がないわけですからおかしいし、また権限のある水道課の出納責任者は一切何の問われもしてないんですね。まあ事実そうでしょう、出納の事務をしてないんだから。しかしそれは明らかに地方公営法の違反なんですよ。公営企業法の。そのへんのところがほとんど曖昧になったまま処分がされております。当然、処分そのものは私はもっと厳格にやるべきだと思います。ちなみに、2007年1月から2008年3月までの不正支出処理期間の上司ということのようです。法的には産業建設部長、水道課長、課長補佐、水道課の主幹が出納責任のそれぞれの当事者です。由布市の公金取り扱いとして会計課と合議をするようにはなっています。支出伝票を見てもそういうふうになっています。そこが一般の支出負担行為伺書、支出命令書と違うところなんですね。一般会計と特別会計と違うこの公営企業法に基づく水道事業については会計課じゃないんですよ。

次に、水道事業の管理運営の重要事項でした。この件は。水道運営協議会の審議を経た後にその処分が行われたのか、そのへんについてお尋ねしたいと思います。なお、委員総数が18人のうち議員がなんと6人です。3分の1を議員が占めているんですね。それぞれ他に振興局の受益者代表と識見を有するものが入るようになってはいますが、それぞれどれくらい

の人数で議論されているのか教えていただきたい。市長は緊急質問の際に、このように答えました。指定金融機関から送金した業者名、そして金額等がすぐにこちらに来るように、もう次の日からさせていると言われました。それが事実かどうか確認したいんですけどね。どこに来るようにしているのか、誰がチェックしているのかも含めてお答えいただきたいと思います。なお会計管理者については、銀行への振り込み依頼を大分銀行に送った後は必然的にデータが消去されるようになっております。この部分を早急に改善し、チェック体制の確立を図りたいというふうに言明したんですけども、早急にそれが出来たのかどうか、きちんとこの場で答えたいと思います。なお、そういうことを曖昧にしたまま市長の処分というのは認められません。その処分の内容ですけども、中山間地の過払いが起こったとき、あれがいつですかね。そのときに当時の総務課長、先日亡くなった秋吉洋一さんだと思うんですけども、市長の減給の基準がないというふうに答えたんですね。ところが当時の総務部長はもう退職しましたけども、内規はあるんだと。どういうふうに言ったかと言いますと、職員の懲戒処分があった場合は3ヶ月分というような処分をしておりますというふうに答えているんですね。議会でいい加減なことを答弁したんじゃないかと私は思うんですけどね。そして中山間地の過払いの分は、嚴重注意と訓告だけなので10%1ヶ月にしましたという説明をしているんです。口先で勝手に言ったことなのか、そういう内規があるいはなかったのかどうか、そのへんについても明らかにして欲しいと思います。なお、今度の議案なんですけども、前回の処分は2006年7月1日施行、これは100分の5を支給する支給額のことなんです。減じた、100分の5を減じた。従って、中山間地の過払いの条例の制定にあたっては2006年7月1日施行分から扱っているわけです。どういうことかという100分の10を減じた支給額から適用させているわけです。ところが今度の議案を見て下さい。2006年、使いたくはないですけども、平成18年4月1日のやつを施行期日にしているんですね。明らかな誤りなんです。前回の条例案とも整合性がないんです。こういうことをすると。当然、2006年7月1日施行分の中から適用ですから、100分の10を減じた支給額に対応する、前と同様の議案じゃないといかんかったんです。すると前の議案をそのまま取り入れると暫定措置2項の次に3項を加えるだけでいいんですね。処分の内容が適切かどうか分かりませんが、前総務部長の答弁から考えるに、重複してこういう責任を問われる問題があったら10%じゃ軽すぎると。私は50%減が妥当だというふうに思います。しかも、総務部長が言ったように懲戒処分があったんですから3ヶ月を適用するというのが妥当な線だというふうに私は考えます。そしてもっと条例の中でひどいのは、条例の名称をその文中にも使っているんですね。中山間地のときは専決処分ですから、あなた達が勝手に作って勝手に適用させたわけですから何も言えないんですけども、今回の場合は議会にかけているわけです。暫定措置の条文を読んで下さ

い。第1条を適用するのに、なんでこの条例名をこの中に謳わんといけんのですか。私かつてですね、1つの条例文の中で第何条と書くときにその条例名をそのまま書いて使うなんてこと見たことありません。もちろん他の法令を使う場合はきちんとその法令名を書いて、根拠年号ですか、を書くというのは当然のことですけれども、本体の条例の条文を、何条を書くのに条例名をつけて改正案を作るなんてことはあっちゃあられん話ですよ。

最後に、例規集そのものについて気になるんでお尋ねします。実は次の定例会が8月にすでに予定されているみたいです。8月19日開会、29日終了予定ですか。飽くまでも予定なんですけれども。いわゆる招集規則に抵触するわけなんです。招集規則では2月、6月、9月、12月となっていますから。それで規則ですから市長が勝手に変えられるということで確かめたら確かに変わっていました。しかし、前のおり3月、6月、9月、12月にしていれば何の問題もなかったんですけども、たまたま今年の定例会第1回を2月に行って、そのとおり規則を2月に改めました。今度の但し書きを見てみると、前後1ヶ月を繰り上げたり繰り下げたり出来るとなっています。すると、1月には12月定例会も行われれば、3月定例会、今で言う2月定例会も行われるということになります。おかしいと思いませんか。ちなみに議運でそういう相談があったんかと聞いたら、全くないと。総務課の方で勝手に書いたんだろうと言っていました。そんな不合理なところをきちんきちんとしていくのが私は大きな矛盾を生んでくるんだろうと私は思います。緊急質問の折に、由布市の例規集には略が多すぎると。様式でも施行規則に定めてない様式もあれば、ほとんどが略になっているからチェックも出来ないと。答弁でそういうこともあり得ると。しかし、現課か法令係のところでしょう、きちんと原本を整理されていればいいというふうに言われました。私もちょっと疑問に思っただけで法制の方に尋ねました。原本がきちんとしている場合は、副本は省略出来るというふうに言われました。しかし、由布市の問題は原本がきちんとしていないんですよ。緊急に整備をするというふうにあのときお約束していただきましたけれども、それがどうなっているのか、未だにそういう書式集の略さない正本そのものがきちんとしてられているのかどうか、最後にお尋ねを加えておきます。るる申しましたけれども、適切な回答がなければ改めてまたお尋ねします。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長でございます。数多くのご指摘をいただきました。今若干控えたのですが、適切な答弁を現在持ち合わせておりませんので、まず整理をしましてお答え申し上げたいというふうに思っております。

○議長（三重野精二君） 会計管理者。

○会計管理者（米野 啓治君） 8番議員にお答えします。今現在のチェック体制はどうなっているかということですが、横領事件があつて2日後ぐらいから、チェックは大分銀

行さんよりバックデータをいただいて、会計課職員が全てFDで、フロッピーで送った分についてはチェックしているところでございます。それから今後の体制につきましては、大分銀行と協議しながら、ソフト会社オービックスだったと思いますが、そこで送信後のデータが取れるようお願いすることを伝えております。それは出来るか出来ないかはまだはっきり分かっておりませんが、とにかく会計課でチェック体制はしっかりやりたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 産業建設部長です。水道運営委員会のことについてお答え申し上げます。水道運営委員さんの名簿については、ただいまこの場に持ち合わせておりませんので、定かなことは現時点ではこの場でお答えすることはちょっと出来ませんのでご理解をお願いしたいと思います。また水道運営委員会については、今月中に開催の予定で今準備を進めているところでございます。主な議題としては西郡議員ご存知のように決算が出来ましたので決算報告ということで運営委員会の開催を予定しております。以上です。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 大変失礼致しました。議案の分につきまして、議案のですね、附則の暫定措置の第2項のなかに条例名が入っているということにつきましては、私どももぎょうせい等を通じまして調査研究致しました。前回の暫定措置にもこういうかたちで入っておりまして、今回も付け加えたという状況でございますが、ぎょうせい等の判断によりまして、入っていても不都合はないというかたちで回答をもらってこのまま提出させていただきました。そういったことで、条例のなかに、なおかつその題名が入ってくるということがおかしいということになれば、再度検討しながら今後については対応していきたいというふうに考えます。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） それから私の方から扶養手当の過払いの処分の内容でございます。該当者10名でございましたが、1名退職でございまして、9名の該当者に口頭注意処分を行っております。それから関係者9名については嚴重注意処分を行いました。それは合併当時の給与担当者、それから現在の私を含めて総務部の給与担当者、それから総務課長の5名を嚴重注意処分ということに致しております。合計で18名の職員の処分を行ったところでございます。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） それから市長の減給規定の内規があるということでございますが、私は確認を致しておりません。

○議長（三重野精二君） 他に質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 市長の懲戒について、特別職も同じだと思うんですけども、い

いわゆる三役。市長、副市長、教育長、そこへんに分かるように教えて欲しいんですけどね。職員だったら懲戒規定があってそういうふう処分の対象になるんですけども、要するにこういう不祥事の場合、どうしたらいいかというのは市民の一番の関心の的なんですね。私は即ですね、自供したんであるならば、接見して、退職届というか辞退届を出させるべきだというふうに思うんですけどね。そういうことを漫然として眺めているだけの様な格好なんです。それが正しいやり方かどうか分からないので、懲戒のそういうものがないんならね、辞職するしかないわけですから、そういう手続きを踏むというのが妥当だというふうに思うんですけども。その示唆を与えるようなお答えをちょっといただけんですか。今ひとつは、いわゆる会計課の職員を処分したっていても、会計課の職員は何の職務権限がないんですよ。一般会計、特別会計はもちろんあります。その財務規則に謳われているんですね。補助職員として、会計課の職員がそれをするように。しかし水道事業会計の規程のなかには水道課の職員しか出来ないとなっているんですよ。庶務、会計、出納、現金取り扱いも指定をして。それも現金取扱いは取扱者50万円以上はやっちゃいかんというふうになっているんですね。出納責任者以外は。だから、会計管理者も水道課からそういう出納責任者の、水道課ちゅうよりも水道事業管理者の市長からですね、そういう出納責任者の任を与えられているんなら分かります。他の会計課の職員も。前回そのことを聞いたんですけども、それに適切な回答はなかったし、今回もないんですよ。全くそういう任務を与えられてなくて会計課の職員がしていたということなのかどうか、そのへんを明確に答えて下さい。そしてそういう職務権限はないけども、そういう仕事をさせていたと。それで処分をしたというなら、させていた方が悪いんですよ。水道事業管理者の方が。なんかよくわけ分からないんじゃないですか。明確にちょっとよく言って下さいよ、その分は。

あと、チェックはバックアップで銀行から取り寄せているということを言っているけども、それは当然のことなんですよ。支払ったら支払いましたという報告書を銀行から取り寄せるよう規程でなっているんですよ。ただそれに資料を付けていただくだけの話なんですよ。しかし問題は、こっちから伝送した資料が即時に消去してしまうという、その問題が分かっているにも係わらず、すでに相談しただけで終わっているんですよ。それをきちんと保存出来るようにしますというのがあのときの答弁だったんですね。そうしないとこれは解決出来ない。問題点が分かりながら対処の仕方がだらっこいんじゃないですか。そこへんをちょっと明確にお答え下さい。総務部長伺いますけども、略の分ですね、書式の様式の略。あれについては、法制の方は原本、正の方にきちっとしている場合は、副本で皆さんに支給する場合は、略する場合があります。しかし飽くまでも原本がきちっとしている場合のことですって言うんですけど。由布市の場合はそれがありませんよ。それを緊急に整備するように指示したのかどうか、いつ

までそれをするようにしたのか、そこへんも含めてちょっと答えていただけんですか。以上です。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 資料については、議員ご指摘のように必要な部分については早急に指示をしてやっていきたい。再発防止委員会等含めてその部分についても整備していきたいというふうに思っております。

○議長（三重野精二君） 会計管理者。

○会計管理者（米野 啓治君） 規程でなっている以上、保存出来るようにしていきます。保存出来るようにして下さいということをお願いしているところでございます。（「ちょっと職務権限については明確に答えてよ」と呼ぶ者あり）（「議長、暫時休憩して」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 答えるんか。暫時休憩します。

午前 10 時 49 分休憩

午前 11 時 02 分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。溝口泰章議員から所用のため早退届が出ておりますので、これを許可を致しました。総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 大変申し訳ございません。ただいま確認を致しましたところ、会計課の職員に兼務辞令等の辞令が出てないということでございますので、今後そういうかたちで兼務辞令等の辞令を出して、水道会計の事務を従事させるという処理をしていきたいと思っております。それからこれまでの事務につきましては、職務分担表に基づいて、職務命令というかたちで事務を行っていたという経緯でございます。

○議長（三重野精二君） 8 番、西郡均君。

○議員（8 番 西郡 均君） その分担表云々というのはね、飽くまで言っただけの話であって、権限そのものは任も持たせなければ、拒否すればいいのに拒否せずに言うこと聞いたからこういうことになったんでね、もともとそういうことを命令すること自体がね、「ねばならない」規定ですから、公営企業法は。そして自分とこの水道事業の会計規程のなかでもそういうふうに明記しているわけですから、それは厳重に守って欲しいし、同時に緊急質問のなかで機構改革のなかで言いましたけども、やっぱり企業管理者を置かないんですから、その管理者たる人は水道課長じゃなくて、建設部長というふうにしてですね、水道課長や会計管理者にはそれ相応の仕事をしてもらおうと。それぞれ任を受けてやったらいいんじゃないかと思うんですけ

どね。そこへんをやらないと旧町時代のように水道課長がやりよったから水道課長に全部させると、というようなことをやってたからこういうことになるんだというように思います。ただ決済印だけ押せばね、物事は進むみたいに考えてもらっちゃ困るんですよ。そういうことを念を押しながら、きちっと整合性をとれるように、あるいは法令に則って出来るように指導監督するのが管理者あるいは市長の仕事ですから。そこへんが齟齬がないように助言すべき立場の部長さん達もあんまり知恵が回らんようにあるから、ちょっと情けないんですけどね。今回はそういう点で処分の仕方もおかしいし、処分当事者そのものが一番処分される事案がかなり含んでます。そういうことを吟味すれば、とても10%2ヶ月とかいうことは出せんわけですから、前の前総務部長が答えたように3ヶ月にするにしても、その減給額はやっぱり30%以上、私は50%が適切だというふうに思います。そういうふうなことを水道運営協議会で議論するならともかく、今度する予定です、する内容は決算の審査です、冗談じゃないって言うんですよ。こういう問題のどこに問題があるかっていうことを明らかにして重要な事項として、ただちに経過報告並びに今後の対応の仕方を運営協議会に諮って、それならいいじゃろうと、言うてやるなら分かるけども、そういう予定なんか全くない。それを聞いただけで情けないんですけどね。だから、反対討論で言いますけれども、いずれにしろ早急にこの議案を撤回して、出し直すように要望します。

○議長（三重野精二君） 他に質疑はありませんか。1番、小林華弥子君。

○議員（小林華弥子君） 1点だけ確認させて下さい。議案第56号は、提案理由が一連の不祥事に関して監督責任をとるため、市長の給料の減額を行うためとありますが、この一連の不祥事というのは具体的には職員の扶養手当の過誤払いと公金横領事件についてということであって、今回の教育長逮捕についての責任ではないのかということだけ1点確認させて下さい。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 申されたとおりで、過誤払いと、それから横領ということについて、2つの事件についてです。

○議長（三重野精二君） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 原案に対して反対であります。この程度の処分じゃどうしようもないというふうに思います。中身から言えばですね、先ほどもるる申し上げましたように、まだ原因の解明もほとんど中途半端なんですよ。組織機構についての自覚たるやもほとんどない。そういう点で言えば、もっと真相を解明して、根本的な原因あるいは法令法規に則った運用をどうするかというふうな見通しがついてから、自分自身の責任を問うべきだというふうに思います。ちなみに教育長逮捕ということをおっしゃいましたが、不祥事の問題は6月議会の

焦点でした。死者に鞭打つようですけども、現職の人事担当の総務課長が自分の子どもを採用したり、あるいは給食センターの業者指名に議員がオーナーの企業を2社入れて4社指名で、おまけに議長の親族企業が落札すると。そのモラルも何もないようなことが平気で行われてるんですよ。そこへんで襟を正すためにも、きちっとした対応をしなければならぬのに、ずるずるってこんな処分で幕引きをしようなんてのは断じて許されません。今一度追加の処分を加えるようなかたちで、新たな提案を次の8月議会でもされるよう期待はしますけれども、基本的にはこの処分には反対であります。

○議長（三重野精二君） 他に討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中23名起立〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって議案第56号「由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（三重野精二君） 以上で、本臨時会の議事日程は全て終了しました。市長、閉会挨拶。市長。

○市長（首藤 奉文君） 臨時会の閉会にあたりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。今回は本当に6月になりましてから今日まで、不祥事、あるいは事故、事件と大変な事が起こりました。信じられないような事ばかりでして、私自身も言葉を失うことがほとんどでありまして、議員皆様方にもその想いであったと思います。と同時に、市民の皆さんの想いというのも身にしみてよく分かるところであります。そういう状況の中で、私自身も襟を正して、これからまたゼロから新しい由布市をつくってこうと決意をしたところであります。現在、副市長、それから教育長が不存在という状況のなかで、市の舵取りをやっていくことで大変これから取り組まねばならない課題がたくさん出てくるとは思いますけれども、身を粉にして頑張っ、職員共々、今回のことを教訓にして市民に信頼されるような努力をして参りたいと思います。先ほど処分について軽いという状況も意見として出されましたけれども、本当に私自身はどれくらい処分を受けても、甘んじて受けてとそういうような気持ちでございますけれども、今回はこういう処分の提案をさせていただきました。由布市をあげてこういう不祥事でございますので、今後由布市の再建に向けて私も頑張りますけれども、議員皆様方のご理解、またご支援、そしてご指導を切にお願いを申し上げます、本日のお礼のご挨拶にさせていただきます。今

後ともどうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 以上をもちまして、本日の第1回臨時会は終了致しました。いよいよ梅雨も明けました。本格的な猛暑の季節となります。議員各位には健康に十分留意のうえ、議員活動にお励みをいただきたいと思ひます。閉会にあたりお礼のご挨拶と致します。これにて平成20年第1回由布市議会臨時会を閉会致します。

午前11時12分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員